

学校において取り組むべきポイント

- (1) 暴力行為に対する共通理解を図り、機能的な生徒指導態勢を確立し、毅然とした態度で指導すること。
- (2) 学校生活や家庭生活における暴力行為の要因を分析し、総合的な視点から、具体的な指導の筋道や方法を明確にすること。
- (3) 加害児童生徒が暴力行為に及んだ経緯とそこに内在する心情や心理、願いや不満を把握し、そこに児童生徒の課題を見だし、反省を促す指導を徹底すること。
- (4) 被害児童生徒が暴力行為を受けたときの心情や心理、願いや不満を受け止め、支援を徹底すること。
- (5) 被害・加害児童生徒の保護者との連携を密にし、指導・助言に当たること。
- (6) 学校だけで解決することが困難な場合は、PTA及び関係諸機関等との連携を図り、一体となった取組みを推進すること。

<機能的な生徒指導態勢の確立>

- 問題行動に即応できる学校の生徒指導態勢の確立を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。
- 生活規律や授業規律の確立に向けて、教職員の共通理解を図り、共通行動の確立に努める。

<児童生徒理解の推進>

- 教師と児童生徒との心のふれあいの場、児童生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- すべての教育場面で、組織的・計画的に児童・生徒理解を図る。

<長期的な展望に立った生徒指導推進態勢の確立>

- 生徒指導の目標、指導計画を作成し、教職員の共通理解を得る。
- 個に応じたわかる授業の工夫・改善を図るとともに、児童生徒を肯定的に評価することにより学習意欲を高め、学習習慣を育てる。
- 学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動の充実や学校行事、体験的活動の工夫により、学校生活に対する意欲の向上や連帯と規律ある集団の育成を図る。
- 教育相談活動の充実を図り、児童生徒に対する共感的な理解を深め、児童生徒の自己実現への指導・支援をする。
- 小・中・高連携を推進し、的確な情報交換を図るとともに、授業等の教育活動の相互交流等をとおして、小・中・高一貫した指導態勢を確立する。
- 家庭やPTAとの連携を図り、学校の教育方針についての理解を深め、協力して問題解決に当たる態勢をつくる。
- 地域社会や関係諸機関・諸団体との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導態勢の確立を図る。